

令和8年7月30日
東京都

工事受注者の皆様へ

東京都発注工事における熱中症対策のお願い

受注者の皆様におかれましては、日頃から東京都の事業執行に対し御協力をいただきありがとうございます。

都内では連日猛暑が続いており、特に夏季休暇明けは、暑さに慣れた体がリセットされて熱中症になりやすい状態になるなど、熱中症リスクが高まることから、対策に万全を期することが重要です。

昨年6月、一部改正された労働安全衛生規則が施行され、事業者を対象として、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、関係作業者への周知が義務付けられました。

都では今夏の新たな取組として、一斉休工など猛暑の時期等を避ける工期上の更なる工夫や、新規・既存の契約で作業効率の低下に伴う労務費の割増しを行うなど、建設業における猛暑下での多様な働き方の実現に向けた支援策を拡充いたしました。

皆様におかれましては、工事現場における熱中症対策に取り組んでいただいているところですが、警備員を含む建設現場で作業するすべての方が、安全かつ健康に作業できるよう、以下の取組をお願い申し上げます。

1 工事現場における熱中症対策について

別添資料を参考に、チェックリスト等も活用して点検を行い、熱中症対策を徹底して下さい。

2 猛暑による作業の一時的な中止について

工事現場にはWBGT測定器を設置するとともに、熱中症（特別）警戒アラートが発表された場合や、現場でのWBGT値が31以上となった場合においては、工事現場の状況を踏まえ、作業の一時的な中止を含めた検討を行った上で、適切な対策を実施して下さい。

3 猛暑による工期延伸等の協議について

作業の一時的な中止や休憩時間の拡大などに伴い、工期延伸等が必要となる場合につきましては、契約約款に基づく発注者との協議の対象となりますので、ご相談下さい。

4 今夏の新たな取組について（※）

建築工事では、猛暑による作業効率の低下に伴う労務費の割増が行えるようになりました。また、土木工事では、例えば、最も暑い7月・8月における一斉休工や高温時間帯の作業回避、舗装工事において交代で小刻みに休憩するなど、受注者が希望に応じて選べるメニューを複数用意しました。

（※上記の新たな取組が適用できるか、発注部署にて改めてご確認ください）

5 熱中症対策の相談窓口について（※）

作業の一時的な中止に伴う契約変更等に関する相談窓口を設置しています。（※工事請負契約を対象：期間 10 月末まで）

（別添資料）

- ・『STOP！熱中症クールワークキャンペーン』チェックリスト（厚生労働省）



<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001705091.pdf>

- ・『STOP！熱中症 令和8年 Ver. 』（国土交通省・厚生労働省）



<https://www.mlit.go.jp/tec/content/002009045.pdf>

- ・『建築工事における猛暑対策の拡充』（東京都財務局）



<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/netchusho/torikumi/mousyo-sekisan>

- ・『土木工事における猛暑対策の拡充』（東京都建設局）



<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kensetsu/2026-05-25-123002-625>

- ・『工事災害防止に向けた優良事例（熱中症予防対策編）』（東京都）



https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/netchusho_yuryojirei_pdf

- ・工事請負契約設計変更ガイドライン（東京都）【土木工事編(P13)、建築工事編(P12)】



https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/eizen/itaku/210612_gaidorain/